

## 市民福祉委員会記録

1 日 時 令和7年12月15日(月)  
午前10時00分 開会  
午前11時01分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	合 田 晋一郎	副委員長	河 内 優 子
委員	野 田 明 里	委員	伊 藤 義 男
委員	小 野 志 保	委員	田 窪 秀 道
委員	小 野 辰 夫	委員	近 藤 司

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長	赤 尾 禎 司		
・市民環境部			
部長	沢 田 友 子	総括次長(地域コミュニティ課長)	塩 崎 秀 一
次長(危機管理監)	小 澤 昇	市民課長	伊 藤 伸 明
危機管理課長	藤 田 裕 一	市民課主幹	伊 藤 裕 子
危機管理課主幹	宇 野 久 美 子		
・福祉部			
部長	久 枝 庄 三	総括次長(健康政策課長)	小 島 篤
次長(介護福祉課長)	山 本 兼 資		
・福祉部こども局			
局長	藤 田 恵 女	こども未来課長	矢 野 佳 美
こども保育課長	美 濃 有 紀		
・消防本部			
消防長	後 田 武	総括次長(消防総務課長)	高 橋 茂 雅
予防課長	宮 武 太 郎	予防課主幹	古 川 友 三

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

次長(議事課長)	松 平 幸 人	議事課係長	伊 藤 博 徳
----------	---------	-------	---------

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

## 9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●合田委員長：〈開会挨拶〉

○赤尾副市長：〈挨拶〉

### (1) 付託案件審査

#### ◎市民環境部関係

##### ◇議案第66号 損害賠償の額の決定について

○伊藤市民課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●近藤委員：従来のリース契約の期間はいつまでの契約で、残りの期間はどの程度であったのか。

○伊藤市民課長：現在のリース期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間となっている。このうち、今年度末まで使用するため、残りの3年間、36月分について解約することとなる。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

##### ◇議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：〈説明〉

〈質 疑〉 な し

\* 後刻一括採決

休憩 午前10時09分／再開 午前10時11分

#### ◎福祉部関係

##### ◇議案第68号 新居浜市立児童館の指定管理者の指定について

○矢野こども未来課長：〈説明〉

〈質 疑〉 な し

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

##### ◇議案第69号 新居浜市老人ホームの指定管理者の指定について

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●河内副委員長：慈光園の定員は100人と聞いているが、入所者の人数によって委託料を変動させることはできるのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：入所者については、令和元年ごろまでは80人以上で推移していたが、令和2年ごろから60人台となっている。ただ、入所者については、毎年度10人前後の入所があり、横ばい傾向でニーズもある。養護老人ホームは措置の施設であり、入所者の安全確保や緊急

の受け入れなどが求められる施設でもあること、近年は軽度の認知症や精神疾患など問題を抱える入所者も増えており、一人当たりに必要な支援も高まっていることから、入所者が極端に減らない限りは、委託料の person fee に影響のある職員の配置を減らすことについては慎重に考える必要がある。

●小野辰夫委員：指定管理者の募集をした際の、応募は1者のみであったのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：1者のみであった。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

#### ◇議案第70号 新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：< 説明 >

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

#### ◇議案第81号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○美濃こども保育課長：< 説明 >

< 質 疑 >

●河内副委員長：保護者への説明は十分でき、理解は得られたのか。

○美濃こども保育課長：保護者への説明については、新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画における垣生保育園の個別計画が、民間による新規施設整備を推進、民間による新設の見込みがない場合は統廃合や他施設との複合化を検討するというものだったので、再編計画の策定後、まず、この個別計画の説明から始まり、計3回保護者説明会を実施し、理解を求めるようにした。

●近藤委員：垣生保育園を廃園するに当たって保護者に説明したとのことだが、地元から保育園の跡地についての要望等はなかったのか。

○美濃こども保育課長：特になかったものと把握している。

●近藤委員：担当課として、今後保育園跡地をどのように活用しようと考えているのか。

○美濃こども保育課長：垣生保育園の建物自体は耐震判定値を満たしていないため、施設をそのまま利用することはできない。この施設を取り壊すためには概算で7千万円ほどかかる見込みである。除却後に売却する等の具体的な方針は決定していない。

●近藤委員：解体費用が約7千万円かかるとのことだが、いつまで現状のまま置いておくのか。

○美濃こども保育課長：跡地をどのように使用するかの方針が決まっていないため、現時点で除却をいつするか等、具体的なことは決まっていない。

●近藤委員：跡地の活用計画が決まった際に、取り壊すという考え方でよいか。

○美濃こども保育課長：その点を含めて、現時点で福祉部では垣生保育園跡地を活用する予定はないので、まずは庁内で跡地活用の意向調査をしていこうと思う。

●小野志保委員：保護者説明会を3回行ったとのことだが、保護者からの声はどういったものがあつたのか。また、在園している子供たちが今後、別の園に通えるようにする段取りはできているのか。

○美濃こども保育課長：現在、在園している子供たちは5歳児で、来年卒園し、小学校に入学する予定であるため、来年度保育園に通う子供はいない状態である。保護者説明会については、議事録を読む限りでは、施設がなくなるのは寂しい等の意見はあつたが、反対はなかった。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第 8 2 号 新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○美濃こども保育課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤委員：この条例の施行後、市の施設等に変更しなければならないものはあるのか。

○美濃こども保育課長：乳児等通園支援事業については、現時点では公立の保育所で実施する予定はないため、公立の施設を変更することはない。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第 8 4 号 令和 7 年度新居浜市一般会計補正予算（第 4 号）

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤委員：委託料について、他市の事例で委託料が中抜きされて、外部の企業に 95%程度再委託されて問題となっていた。この委託に関してそういったことはないのか。また、条例に再委託禁止の条項が見受けられなかったが、そういう規定はあるのか。

○久枝福祉部長：委託業務の契約時に、再委託する場合は許可を得るようという条文を入れている。再委託する場合は、受託業者から市に対してこの業務をいくらの金額で再委託したいと申し出てもらって、それを許可する形になる。

●伊藤委員：今回の委託に関しては、受託業者から再委託の話はないのか。

○久枝福祉部長：設備の維持管理の業務等、業務に応じていくつかの業務が再委託されていると思う。

●近藤委員：地域福祉基金積立金について、今回、91 万 6 千円が積み立てられているが、この基金はいつできたのか。また、当初はいくらの積み立てから始まったのか。現在の基金残高と使途の実績はどうか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：地域福祉基金については、平成 3 年度に地域における高齢者等の保健及び福祉の増進を図るために設置された。当初の残高は 2 億 637 万円程度で、当初の 3 年間については交付税措置があり、平成 5 年度の残高は 6 億 4,900 万円程度であった。それ以降は交付税措置がなく、設置当初は新居浜市地域福祉基金条例第 1 条にふさわしい事業に充てていたが、近年は高齢化に対応するため、原資を取り崩して主に高齢者関係の福祉事業の財源に充てている。令和 7 年 5 月末残高は 1 億 3,546 万 8,848 円となっている。使途は現在、家族介護者慰労金支給事業や見守り推進員設置委託事業、理美容サービス、敬老地域ふれあい事業、ふれあい収集などの財源に充てている。

●近藤委員：当初は国の交付税で積み立てており、令和 7 年現在は 1 億 3 千万円程度残っているとのことで、結構大きい金額が動いているが、先ほど説明のあった事業等にそれだけの金額を充てたということか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：先ほど説明した事業を実施する際に財源として充てている。

●近藤委員：当初は交付税措置で積み立てていたとのことだが、その後はどのように積み立てをしているのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：基金が設置されたのは平成の初め頃であったので、運用益などでも積み立てていたが、主には寄付などとなっている。最初の 3 年以降は交付税措置や公的な

措置はされていない。

●近藤委員：今回も寄付金を積み立てているが、どういう寄付金を積み立てるといった基準はあるのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：高齢者福祉に役立ててほしいといった形の寄付については、地域福祉基金に積み立てることとなっている。

●近藤委員：最近はどの程度の寄付金が、地域福祉基金に積み立てられているのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：令和6年度は寄付金収入が281万5,900円となっている。令和4年、5年度については寄付金収入がなかった。個人や企業の寄付が主となっており、その時によって差があるが、寄付の申し出があった場合はこの基金に積み立てている。

●近藤委員：結構大きい金額が積み立てられているが、今現在、どういうお金が積み立てられているのか。

○山本福祉部次長（介護福祉課長）：寄付金がある場合は寄付金と、金利の収入のみとなっており、他の積み立ては現在のところない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

#### ◇議案第85号 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）：< 説明 >

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時56分／再開 午前10時58分

#### ◎消防本部関係

#### ◇議案第83号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○宮武予防課長：< 説明 >

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時01分

# 市民福祉委員会付託案件表

令和7年12月15日

## ○市民環境部関係

議案第66号 損害賠償の額の決定について

議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費（第1項 総務管理費 5目 企画費を除く）	ページ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5・20・21

## ○福祉部関係

議案第68号 新居浜市立児童館の指定管理者の指定について

議案第69号 新居浜市老人ホームの指定管理者の指定について

議案第70号 新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第81号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第84号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第3款 民生費	5・21・22
第4款 衛生費	5・23

第4表 債務負担行為補正 追加

児童センター管理委託料	8
慈光園管理委託料	8
高齢者福祉センター管理委託料	8

議案第85号 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10~12・36~47
--------------------------	-------------

## ○消防本部関係

議案第83号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について